

請 願 ・ 陳 情 参 考 資 料

平成29年2月24日

警 察 本 部

陳情（新規分）

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件 名 及 び 提 出 者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
<p>陳 情</p> <p>29年－6</p> <p>(29. 2. 7)</p>	<p>警 察</p>	<p>県警における職務規律の維持と、各所属に対し県民への誓いの遵守徹底を求めること等について</p> <p>鳥取県倉吉市 足羽 佑太</p>	<p>【現状】</p> <p>県警察における服務規律の維持については、警察本部訓令である「鳥取県警察職員の服務に関する訓令（以下「職員の服務訓令」という。）」等の関係規程に遵守事項を定めている。また、服務規律を維持するために、職員採用時教養、職場教養、研修教養等機会あるごとに教養を実施し、その定着を図っている。</p> <p>警察職員の規律違反に対しては、法と証拠に基づき厳正に対処し、それぞれの事案の検証の結果を踏まえ、非違事案につながりにくい業務の仕組みの構築、職員の身上把握、身上指導等を粘り強く行っている。</p> <p>懲戒処分の発表については、警察庁によりその指針が示されており、県警察としては、その指針を参考にして、個別事案の内容、関係者の権利利益に配慮しながら発表を行っている。</p> <p>【取組状況】</p> <p>職員の服務訓令の内容の理解と実践について、引き続き粘り強く教養を行うとともに、身上把握、身上指導を実施し、再発防止を期する。</p> <p>なお、事案発生時の措置及び懲戒処分の量定にあたっては、公安委員会の意見を拝聴しながら、厳正にこれを行うほか、懲戒処分の発表については、警察庁の指針を参考にして、個別事案の内容等を熟慮し引き続き適切に行っていく。</p>